

広島文教大学における転学部、転学科及び転専攻に関する規程

第1条 この規程は、広島文教大学(以下「本学」という。)学則第38条第2項の規定に基づき、本学における転学部、転学科及び転専攻(以下「転学部等」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 転学部等後の学年は、原則として2年次とする。

第3条 転学部等は、原則として転学部等先の現員が入学定員を下回っている場合に限り認めることがある。

第4条 転学部等の時期は、学年の始めとする。

第5条 転学部等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。